

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高島市は、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価番号18「予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する実務 基礎項目評価書」は、本評価書「予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」の特定個人情報保護評価書に統合しました。

評価実施機関名

滋賀県高島市長

公表日

令和7年9月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法による予防接種及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者であって政令で定めるものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を実施し、当該予防接種に係る実費徴収の事務等を行う。</p> <p>番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の(1)～(4)の事務等で取り扱う。</p> <p>(1) 予防接種の実施に関する事務</p> <p>(2) 市内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであるときは、法で定めるところにより給付を行う事務</p> <p>(3) 予防接種を受けた者等から実費を徴収する事務</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま保管する。 <p>(5) 新型インフルエンザ等が発生した際の予防接種の実施に関する事務</p>
③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、中間サーバー、宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル、住登外者宛名番号管理関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>[予防接種法による予防接種の実施に関する事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項及び別表14の10の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 <p>[新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項及び別表126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 <p>[新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>[情報照会の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番号25、27、28、29、153の項 <p>[情報提供の根拠法令]</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番号25、26、153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8538
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 健康推進課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8078
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、システムで照会を行う際には4情報又は住所を含めた3情報により行うことを遵守していることから、人為的ミスが生じるリスクへの対策は「十分である」と考える。</p> <p>■ 上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じる。</p> <p>① データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限する。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行う。 <p>② 移行データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態にする。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止する。 <p>③ テストデータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成する。 <p>④ 相互牽制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	表紙、評価書名	予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 基礎項目評価書	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和7年3月31日	表紙 特記事項	-	評価番号18「予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する実務 基礎項目評価書」は、本評価書「予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」の特定個人情報保護評価		
令和7年4月1日	IV 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	2)十分である	事後	
令和7年4月1日	IV 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	提供・移転しない	2)十分である	事後	
令和7年4月21日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事後	
令和7年4月21日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者であって政令で定めるものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を実施し、当該予防接種に係る実費徴収の事務等を行う。</p> <p>番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の(1)～(4)の事務等で取り扱う。</p> <p>(1) 予防接種の実施に関する事務</p> <p>(2) 市内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであるときは、法で定めるところにより給付を行う事務</p> <p>(3) 予防接種を受けた者等から実費を徴収する事務</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)に予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種</p>	<p>予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者であって政令で定めるものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を実施し、当該予防接種に係る実費徴収の事務等を行う。</p> <p>番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の(1)～(4)の事務等で取り扱う。</p> <p>(1) 予防接種の実施に関する事務</p> <p>(2) 市内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであるときは、法で定めるところにより給付を行う事務</p> <p>(3) 予防接種を受けた者等から実費を徴収する事務</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>・令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま保管する。</p> <p>(5)新型コロナウイルス等が発生した際の予防接種の実施に関する事務</p>	事後	
令和7年4月21日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項および別表第一の10の項(予防接種法)</p> <p>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	<p>[予防接種法による予防接種の実施に関する事務]</p> <p>・番号法第9条第1項及び別表14の10の項</p> <p>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条</p> <p>[新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務]</p> <p>・番号法第9条第1項及び別表126の項</p> <p>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2</p> <p>[新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種事務]</p> <p>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	
令和7年4月21日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号、第8号、別表第二16の2項、16の3項、17項、18項、19項、26の項、56の2項、69の2項、87項	<p>[情報照会の根拠]</p> <p>・番号法第19条第8号</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番号25、27、28、29、153の項</p> <p>[情報提供の根拠法令]</p> <p>・番号法第19条第8号</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番号25、26、153の項</p>	事後	
令和7年4月21日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康推進課	健康福祉部 健康推進課	事後	
令和7年4月21日	IV 8. 人手を介在させる作業	-	新様式の変更に伴い記載	事後	
令和7年4月21日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	新様式の変更に伴い記載	事後	
令和7年9月12日	I-1-③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、中間サーバー	健康管理システム(予防接種)、中間サーバー、宛名システム	事前	
令和7年9月12日	I-2特定個人情報ファイル名	予防接種ファイル	予防接種ファイル、住登外者宛名番号管理関係ファイル	事前	

